

西宮市後期高齢者医療総合健康診断
(人間ドック) 受診費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市在住の兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者の健康づくり意識の向上及び健康の保持増進に寄与するため、総合健康診断(以下「人間ドック」という。)受診費用の一部を予算の範囲内において助成する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 人間ドックの受診費用の助成を受けることができる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 西宮市在住の兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者
- (2) 人間ドックを受診する年度の西宮市後期高齢者医療健康診査(西宮市後期高齢者医療健康診査事業実施要綱に基づき実施するもの。以下「長寿健康診査」という)の受診対象者
- (3) 人間ドックを受診する年度に長寿健康診査を受診していない者

2 受診費用の助成は、1人につき1年度1回を限度とする。

3 同一年度に西宮市国民健康保険総合健康診断(人間ドック)受診費用助成を受けた者は、当該助成を受けることはできない。

(助成)

第3条 助成は、別表に定める市長が指定する機関(以下「指定機関」という。)において、西宮市長寿(後期高齢者)健康診査受診券(以下「健康診査受診券」という。)を提示した上で、当該指定機関が実施する同表に定めるコースを受診した場合に行う。ただし、高齢者医療保険課が健康診査受診券を指定機関宛に直接送付する場合は、健康診査受診券の提示は要しない。

(受診の申込み)

第4条 人間ドックの受診費用の助成を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、健康保険証として利用できるマイナンバーカード、資格確認書又は有効期限内の被保険者証(以下「マイナ保険証等」という。)及び健康診査受診券を確認の上、指定機関でコース及び受診日時を指定して申込みを行う。ただし、健康診査受診券の交付を受けるまでに申込みを行う場合は、健康診査受診券の確認は要しない。

(指定機関の受付)

第5条 指定機関は、前条に定める申込みを受け付ける場合は、受診日に健康診査受診券、マイナ保険証等及び指定機関が定める必要書類を持参するよう利用者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、受診日が4月の場合、指定機関は利用者について事前に高齢者医療保険課に報告し、健康診査受診券の発券の可否を確認した上で利用者に通知することとする。

3 指定機関は、前項の報告を原則として3月25日までに行うものとする。

(受診の方法)

第6条 利用者は、健康診査受診券、マイナ保険証等及び指定機関が定める必要書類を持参の上、予約した受診日時に指定機関で受診するものとする。ただし、受診日が4月の場合、健康診査受診券の持参は要しない。

2 指定機関は、利用者から提示された健康診査受診券及びマイナ保険証等を確認し、健康診査受診券を回収しなければならない。ただし、受診日が4月の場合、健康診査受診券の回収は要しない。

3 前項ただし書の場合、利用者の健康診査受診券は、高齢者医療保険課から指定機関宛に送付するものとする。

(費用負担)

第7条 人間ドックの受診に係る費用負担は、別表に定める自己負担額を指定機関が利用者から徴収し、残りは市が負担するものとする。ただし、利用者が別表に定めるコースの他に検査等を受けた場合、当該検査等に係る費用は全額利用者の負担とする。

(変更手続)

第8条 利用者は、受診を中止又は申込内容を変更しようとする場合は、速やかにその旨を指定機関に届け出なければならない。

(助成金の請求)

第9条 指定機関は、別途締結する契約書に基づき、利用者の健康診査受診券を添えて助成金を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、令和2年2月1日から実施する。

- 2 改正後の西宮市後期高齢者医療総合健康診断（人間ドック）受診費用助成事業実施要綱は令和2年度以降の受診について適用し、令和元年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から実施する。
- 2 改正後の西宮市後期高齢者医療総合健康診断（人間ドック）受診費用助成事業実施要綱は令和2年度以降の受診について適用し、令和元年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から実施する。
- 2 改正後の西宮市後期高齢者医療総合健康診断（人間ドック）受診費用助成事業実施要綱は令和6年度以降の受診について適用し、令和5年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から実施する。
- 2 総合健康診断受診費用助成券の廃止に伴い、様式1号及び様式2号は廃止する。
- 3 改正後の西宮市後期高齢者医療総合健康診断（人間ドック）受診費用助成事業実施要綱は令和7年度以降の受診について適用し、令和6年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

指定機関及び助成するコース

指定機関	コース	受診費用 (税込)	市助成額	自己 負担額
西宮市立中央病院	半日一般ドック	44,000円	10,000円	34,000円
	半日脳ドック	46,200円	10,000円	36,200円
	半日心臓ドック①	66,000円	10,000円	56,000円
	半日心臓ドック②	48,400円	10,000円	38,400円
	半日心臓ドック③	40,700円	10,000円	30,700円
	半日一般脳付ドック	71,500円	10,000円	61,500円
	1日ドック（脳付）	99,000円	10,000円	89,000円
	1泊2日ドック	94,600円	10,000円	84,600円
	1泊2日ドック（脳付）	124,300円	10,000円	114,300円
	1泊2日ドック（肺付）	115,500円	10,000円	105,500円
	1泊2日ドック（脳・肺付）	145,200円	10,000円	135,200円
西宮市医師会診療所	Aコース	20,592円	10,000円	10,592円
	Aコース（バリウム未実施）	13,607円	10,000円	3,607円
	Bコース	37,400円	10,000円	27,400円
	Bコース（胃カメラ）	40,700円	10,000円	30,700円
	Bコース（バリウム、胃カメラ未実施）	30,404円	10,000円	20,404円
	Cコース	43,450円	10,000円	33,450円
	Cコース（胃カメラ）	46,750円	10,000円	36,750円
	Cコース（バリウム、胃カメラ未実施）	36,454円	10,000円	26,454円
	スペシャルコース	56,650円	10,000円	46,650円
	スペシャルコース（胃カメラ）	59,950円	10,000円	49,950円
スペシャルコース（バリウム、胃カメラ未実施）	49,654円	10,000円	39,654円	
北口保健福祉センター検診施設	健康ドック	16,900円	10,000円	6,900円
高田上谷病院	半日ドック 一般	27,500円	10,000円	17,500円
	半日ドック シルバー	55,000円	10,000円	45,000円
	1日ドック ゴールド	75,370円	10,000円	65,370円
	1日ドック プラチナ	80,463円	10,000円	70,463円
谷向病院健診センター	西宮市ドック	42,900円	10,000円	32,900円